

辯護書證 第一四〇〇一〇一六

「合衆國外交關係」よりの抜萃

日本。。。一九三一年—一九四一年 第二卷六〇一頁

日本駐劄大使（グルー）の解説

（東京一九四一年九月十五日）

私は明日の外務大臣との會合では國務省の九月四日午後八時發信の第五六二號電報に明記された訓令を遂行することに止めよう。そして私の九月四日午後九時發信の第一三八號電報に對する國務省よりの回答あるまで懸案の論議を避けよう

豊田大將は提案中の總理大臣、大統領會見前に必要な如何なる今後の會談も、彼の言によれば或る言語上の困難がワシントンに生じたりしからワシントンでなく東京で遂行されることを望む旨私に語つた。私はしかしかゝる會談が何處で又誰によつて遂行せらるべきかを決定するのは我が政府の責任であると感じたから私はかくの如き勸告をなし得

ない旨彼に話した。

日本側により提供された原案を我が方に於て修正した案に關し行はれた口頭論議の報告を慎重調査の後私には何等意見の一致を見ない四つの重要な點があることが明瞭になつた。即ち(一)中國に於ける機會の均等及無差別待遇の問題 (二)中國に於ける日本守備隊の存續 (三)歐州戰に對する合衆國及日本の (四)軍事基地の問題の四である。日本政府が最近の日本提案に於て上の列舉順をへば a b c d の各點に於て表示された通りに受諾の用意ありとする公約が上に概括した四點に對し我が政府により満足すべきものと考慮されるか否や又どの程度かく考慮されるか、且つこれ等の新しい假公約が提案中の大統領、總理大臣會見に對し適切の根據を與えるか否かを吟味するのは適當である。

この關係に於て日本の日東はその口頭たる文書によるとを問はるかゝる約束が我が方の完全に満足すべしや遂行され得又は遂行されるならんという完全なる保障を與うるものと認められ難いことは明白である。極東に於ける前事態の復歸はその方面に於て我等が各國間

の妥當なる關係を支配すると信ずる主義に合致する狀勢の樹立の爲の第一の道として日本側に於て加速的侵略行動を中止することが必要なるは明白である最近の日本提案に含まれた公約はもしそれが履行されるればこの要求を充すことは明かであらう。極東再建の一般計畫の精細な立案は恐らく前以て作製し難いと思われらるから日本に對し今假借なく壓迫を加へている合衆國の軍事的又は經濟的手段かその提供された公約履行上の日本政府の行爲に伴い少しづつ緩和されることは極めて望ましいことであらう。もし我が政府がこの示唆された方策に従つたならば、政府は常にその手中に日本の公約履行に貢獻する槓杆の力を保持するであらう。關係の調整を成就するが爲には或る種の危険を冒さなければならぬ。併し日本側にその約束を重んずるよう誘導力を與えるのみならず、また合衆國政府に或る種の強制的槓杆の力を保留せしむべき方策の遂行上我が方に於て冒すべき危険はこれ等の提議を拒否する結果執らるべき經濟制裁の加速的適用の爲生起すべき戦争の危険程重大ではないと認められる。